

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日になるときの翌日)

平成八年六月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県職務育成品種規程

(趣旨)

第一条 この訓令は、県の試験研究機関において試験研究に従事する職員が育成した職務育成品種の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 品種 種苗法(昭和二十二年法律第百十五号。以下「法」という。)第一条の二第四項に規定する品種をいう。

二 育成 法第七条第一項に規定する育成をいう。

三 品種登録 法第十条第一項に規定する品種登録をいう。

四 品種登録者 法第十二条の五第一項に規定する品種登録者をいう。

五 試験研究機関 農業試験場、園芸試験場、畜産試験場、中小家畜試験場、林業試験場及び水産試験場をいう。

六 職員 試験研究機関に所属し、又は所属したことのある者をいう。

七 職務育成品種 職員が育成をした品種であつて、その育成がその性質上当該職員に係る試験研究機関の業務の範囲に属し、かつ、その育成をするに至つた行為が当該試験研究機関における当該職員の職務に属するものをいう。

八 育成者 職務育成品種を育成した職員をいう。

(職務育成品種審査会)

第三条 職務育成品種に関し知事が別に定める重要事項を調査審議するため、職務育成品種審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

目 次

◇訓 令 鳥取県職務育成品種規程(農産園芸課)

◇告 示 土地改良区の役員の退任(農村整備課)

◇公 告 開発行為に関する工事の完了(都市計画課)

◇公安告示 遊技機の型式の検定(生活安全企画課)

◇人委規則 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則(職員課)

◇公 告 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(〃)

◇公 告 落札者の決定(税務課)

◇公 告 狩猟免許試験の実施(森林保全課)

◇公 告 採石業務管理者試験の合格者(河川課)

◇公 告 採石業務管理者試験の合格者(河川課)

訓 令

鳥取県訓令第七号

鳥取県職務育成品種規程を次のように定める。

(職務育成品種の届出等)

第四条 職員は、職務育成品種を育成したときは、直ちに職務育成品種育成届出書(様式第一号)を、その所属する試験研究機関の長(以下「所属長」という。)を経由して、知事に提出しなければならない。この場合において、当該職務育成品種の育成者が二人以上あるときは、それらの者のうちから協議によって定められた代表者によって行うものとする。

2 所属長は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、これに意見書(様式第二号)を添えて知事に届け出なければならない。

(出願の決定)

第五条 知事は、前条第二項の規定による届出があったときは、当該職務育成品種について県が品種登録の出願をしようとするものとする。

2 知事は、前項の規定による決定をしようとするときは、あらかじめ審査会の意見を聴くものとする。

3 知事は、第一項の規定による決定をしたときは、その旨を育成者及び所属長に通知するものとする。

(出願等の制限)

第六条 第四条第一項の規定による届出をした育成者は、前条第一項の規定により県が品種登録の出願をしない旨の決定をした後でなければ、当該職務育成品種について品種登録の出願をし、又は第三者を承継人としてはならない。

(名義の変更)

第七条 知事は、第五条第一項の規定により県が品種登録の出願をしない旨の決定をした職務育成品種で育成者が品種登録を受けたもの又は前条の規定に違反して育成者が品種登録を受けたものについて、必要があると認めるときは、当該品種登録者に対し、品種登録者の名義を県に変更する旨の決定をすることができるものとする。

2 第五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による決定について準用する。

3 前項において準用する第五条第三項の規定による通知を受けた品種登録者は、直ちに、品種登録者名義変更承諾書(様式第三号)を知事に提出するとともに、品種登録

者の名義の変更の届出を行わなければならない。

(品種登録等の通知)

第八条 知事は、職務育成品種について品種登録を受けたときは、その旨を育成者及び所属長に通知するものとする。職務育成品種について品種登録者の名義の県への変更を受けたときも、同様とする。

2 知事は、県が品種登録者となった職務育成品種について、法第十二条の五第二項第一号に規定する許諾(以下「許諾」という。)を行ったとき、及び許諾による収入があったときは、その内容及び収入額を育成者及び所属長に通知するものとする。

(育成者の報告義務)

第九条 第五条第三項の規定により県が出願しない旨の決定の通知を受けた育成者は、第四条第一項の規定により届け出た職務育成品種に関し次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに、その旨を所属長を経由して知事に報告しなければならない。

- 一 品種登録の出願をしたとき。
 - 二 品種登録を受けたとき。
 - 三 第三者を承継人としたとき。
 - 四 品種登録者の名義を変更したとき。
 - 五 品種登録が削除されたとき。
 - 六 許諾をしたとき(許諾の期間を更新し、又はその内容を変更した場合を含む)。
- 2 前項の規定(同項第一号を除く。)は、第六条の規定に違反した育成者について準用する。

(異議の申立て)

第十条 育成者は、第五条第一項又は第七条第一項の規定による決定に対し、異議があるときは、第五条第三項(第七条第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知を受けた日から六十日以内に、知事に対し文書をもって異議の申立てをすることができる。

2 知事は、前項の規定による異議の申立てがあったときは、異議の諾否を決定し、その旨を当該申立人に通知するものとする。

3 第五条第二項の規定は、前項の規定による決定について準用する。
(補償金)

第十一条 知事は、職務育成品種について、県が品種登録を受け、品種登録者の名義を県に変更し、又は当該職務育成品種について県に許諾による収入があった場合において、当該職務育成品種の育成者から請求があったときは、別に定めるところにより補償金を支払うものとする。

(委任)

第十二条 この訓令に定めるもののほか、職務育成品種の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成八年六月十一日から施行する。
- 2 この訓令施行の際現に県が品種登録の出願を行っている職務育成品種については、この訓令に規定する出願がされたものとみなす。

様式第1号 (第4条関係)

職務育成品種育成届出書

鳥 取 県 知 事 様
年 月 日

所 属
職氏名 (共同育成の場合は代表者) ㊦

下記のとおり職務育成品種を育成したので、鳥取県職務育成品種規程第4条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 農林水産植物の種類及び品種名 (育成系統名)
- 2 育成者の氏名等

所 属	職 名	育成者の氏名	職務との関連	持分	備 考

3 添付書類

- (1) 種苗法施行規則 (昭和53年農林水産省令第17号) 第5条第2項の規定により作成した職務育成品種の概要
- (2) 職務育成品種の育成に至った経過等を記載した書面
- (3) 職務育成品種の写真

注 1 「職務との関連」欄には、試験研究機関における育成者の職務の内容並びに職務育成品種の育成に関与した分野及び期間を、具体的に記入すること。
2 「持分」欄には、育成者が2人以上あるときに限り、その持分を記入すること。

様式第2号 (第4条関係)

意 見 書

鳥 取 県 知 事 様
年 月 日

所属長 ㊦

年月日付けで届出のあった下記の職務育成品種について、職務育成品種規程第

4条第2項の規定により、下記のとおり意見を申し述べます。
記

農林水産植物の種類	
品種名(育成系統名)	
育成者の氏名	持 分
品種の育成をした者	
職務との関連についての見	
品種登録の可能性についての見	
県が品種登録の出願を行うことについての見	

添付書類

- 1 学識経験者、生産者代表等との検討結果
- 2 その他参考となる書類

様式第3号(第7条関係)

鳥 取 県 知 事 様

所 属 職 氏 名

品種登録者名義変更承諾書

年 月 日



下記の職務育成品種について、品種登録者の名義を鳥取県に変更することを承諾します。
記

- 1 農林水産植物の種類及び登録品種の名称
- 2 品種登録の番号
- 3 品種登録の年月日

告 示

鳥取県告示第四百七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり西伯町土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成八年六月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の指名及び住所

理事 磯 田 俊 二 西伯郡西伯町大字鴨部一一五三

平成八年五月二十二日退任

鳥取県告示第四百八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年六月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成八年一月二十九日 鳥取県指令倉土維十第六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

倉吉市西倉吉町字鴨川

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

倉吉市西町二七一五

田中住研

代表者 田中 俱久

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十四号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十一号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成八年六月十一日

鳥取県公安委員会委員長 上 田 務

母 請 者	氏 名 又 は 名 称	株式会社 高尾			
	住 所	愛知県名古屋市中川区薦元町二丁目51			
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造業者名	検定番号	有効期間
	はちんこ遊技機	規則第6条第1号口該当機	コンテナニュー	株式会社 高尾	520326

母 請 者	氏 名 又 は 名 称	サミー工業 株式会社			
	住 所	東京都豊島区東池袋二丁目23-2			
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造業者名	検定番号	有効期間
	回胴式遊技機	規則第6条第2号該当機	フイフチャイース	サミー工業株式会社	640058

人事委員会規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年六月十一日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第十五号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会事務局及び教育機関並びに市町村立学校の項中

「四種」を

「四種（人）事委 員会 が別 に承 認し た場 合に あつ ては（三種）」

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職手当に関する規則の規定は、平成八年四月一日から適用する。

職員の特務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年六月十一日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第十六号

職員の特務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特務手当の支給に関する規則（昭和三十一年四月鳥取県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三項第二号中「並びに第三号」を削り、同項第三号中「前項第二号」の下に「及び第三号」を加え、同項第四号中「七百五十円」を「千二百円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の特務手当の支給に関する規則の規定は、平成八年四月一日から適用する。

公 告

随意契約の相手方を決定したので、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年12月鳥取県規則第106号）第14条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成8年6月11日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- (1) 調達件名及び数量 電子計算組織による税務事務処理 一式
- (2) 調達 方 法 役務の提供
- (3) 契 約 方 式 随意契約
- (4) 契 約 日 平成8年4月1日
- (5) 契約者の氏名及び住所 財団法人鳥取県情報センター
鳥取市東町一丁目220
- (6) 契 約 価 格 141,445,883円 (消費税額を含む。)
- (7) 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当
- (8) 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県総務部税務課
鳥取市東町一丁目220

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律 (大正7年法律第32号。以下「法」という。) 第7条第1項に規定する狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成8年6月11日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 1 受験対象者 鳥取県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者で、法第6条各号のいずれにも該当しないもの
- 2 実施期日等

実 施 期 日	時 間	場 所
平成8年8月5日(月)	午前9時30分から	米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所 第12会議室ほか
平成8年8月19日(月)	午前9時30分から	倉吉市東蔵城町2 鳥取県中部総合事務所 第3会議室ほか
平成8年9月17日(火)	午前9時30分から	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁職員会館 第2会議室ほか

(注) 受験申込みのときに受験希望月日を申し出ること。

- 3 試験科目
 - (1) 適性試験 (視力、聴力及び運動能力)
 - (2) 知識試験 (鳥獣保護及び狩猟に関する法令、猟具及び鳥獣に関する知識)
 - (3) 技能試験 (猟具の取扱、距離の目測及び鳥獣の判別)
- 4 受験申込方法

所定の狩猟免許申請書に次に掲げる書類を添えて、所轄の地方農林振興局長に提出すること。

 - (1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものの1枚
 - (2) 銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和33年法律第6号) 第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない者にあつては、その者が法第6条第2号又は第3号に該当するかどうかについての医師の診断書
- 5 申込期限

受験しようとする日の7日前まで

6 狩猟免許手数料及びその納付方法

(1) 狩猟免許手数料4,800円(狩猟免許試験の一部免除の対象となる者にあつては、3,500円)

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許申請書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。

7 その他

詳細については、鳥取県農林水産部森林保全課(電話0857-26-7305)又は各地方農林振興局林業振興課にお問い合わせること。

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号。以下「法」という。)第7条ノ4に規定する狩猟免許の更新に関する適性検査及び講習を次のとおり実施する。

平成8年6月11日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

1 対象者

鳥取県内に住所を有し、現に狩猟免許を受けている者で、当該狩猟免許の更新を受けようとするもの

2 実施期日等

(1) 鳥取地方農林振興局管内

実施期日	時間	場 所	対 象 者
平成8年7月23日(火)	午前9時から	鳥取市東町一丁目220 県庁講堂	鳥取市、岩美郡又は気高郡に住所を有する者

(2) 八頭地方農林振興局管内

実施期日	時間	場 所	対 象 者
平成8年8月22日(木)	午前9時から	八頭郡郡家町大字郡家100 鳥取県八頭総合事務所大会議室	八頭郡に住所を有する者

(3) 倉吉地方農林振興局管内

実施期日	時間	場 所	対 象 者
平成8年7月30日(火)	午前9時から	倉吉市東蔵城町2 鳥取県中部総合事務所第3会議室(ほか)	倉吉市又は東伯郡に住所を有する者

(4) 米子地方農林振興局管内

実施期日	時間	場 所	対 象 者
平成8年7月18日(木)	午前9時から	米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂	米子市、境港市又は西伯郡に住所を有する者

(5) 日野地方農林振興局管内

実施期日	時間	場 所	対 象 者
平成8年7月16日(火)	午前9時から	日野郡日野町根雨140-1 鳥取県日野総合事務所大会議室	日野郡に住所を有する者

3 講習

(1) 科目

ア 鳥獣保護及び狩猟に関する法令

<p>イ 鳥獣の判別</p> <p>ウ 猟具の取扱い</p> <p>(2) 時間 3時間</p> <p>4 適性検査 講習終了後、狩猟に関する適性を審査するため、次の事項につき適性検査を行う。</p> <p>(1) 視力</p> <p>(2) 聴力</p> <p>(3) 運動能力</p> <p>5 更新申込手続 所定の狩猟免許更新申請書に次に掲げる書類を添えて、所轄の地方農林振興局長に提出すること。</p> <p>(1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものの1枚</p> <p>(2) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない者にあつては、その者が法第6条第2号又は第3号に該当するかどうかについての医師の診断書</p> <p>6 申込期間</p> <p>鳥取県鳥取地方農林振興局管内 平成8年7月16日(火)まで</p> <p>鳥取県八頭地方農林振興局管内 平成8年8月15日(木)まで</p> <p>鳥取県倉吉地方農林振興局管内 平成8年7月23日(火)まで</p> <p>鳥取県米子地方農林振興局管内 平成8年7月11日(木)まで</p> <p>鳥取県日野地方農林振興局管内 平成8年7月9日(火)まで</p> <p>7 狩猟免許更新手数料及びその納付方法</p> <p>(1) 狩猟免許更新手数料 2,600円</p> <p>(2) 納付方法</p>	<p>(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許更新申請書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。</p> <p>8 その他 詳細については、鳥取県農林水産部森林保全課(電話0857-26-7305)又は各地方農林振興局林業振興課に問い合わせること。</p>
<p>提出すること。</p> <p>(1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものの1枚</p> <p>(2) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない者にあつては、その者が法第6条第2号又は第3号に該当するかどうかについての医師の診断書</p> <p>6 申込期間</p> <p>鳥取県鳥取地方農林振興局管内 平成8年7月16日(火)まで</p> <p>鳥取県八頭地方農林振興局管内 平成8年8月15日(木)まで</p> <p>鳥取県倉吉地方農林振興局管内 平成8年7月23日(火)まで</p> <p>鳥取県米子地方農林振興局管内 平成8年7月11日(木)まで</p> <p>鳥取県日野地方農林振興局管内 平成8年7月9日(火)まで</p> <p>7 狩猟免許更新手数料及びその納付方法</p> <p>(1) 狩猟免許更新手数料 2,600円</p> <p>(2) 納付方法</p>	<p>平成8年6月4日に実施した第25回採石業務管理者試験に合格した者は、次のとおりである。</p> <p>平成8年6月11日</p> <p>鳥取県知事 西 尾 邑 次</p> <p>小林 勝 藤澤 博 石田 司</p> <p>吾郷 隆志 田邊 祐吉 赤坂 浩二</p> <p>大原 博正 渡辺 富雄 濱本 喜彦</p> <p>梶田 俊次 高西裕一郎</p>